

## 令和4年度第1回尾張旭市地域公共交通会議 会議録

### 1 開催日時

令和4年8月2日（火）

開会 午後2時

閉会 午後4時

### 2 開催場所

市役所 302・303会議室

### 3 出席構成員

伊豆原 浩二、秋田 喜代己、渡邊 幸江、成瀬 史宣、大野 淳（代理：久米裕之）、横田 太、清水 徳幸（代理：山田 晃久）、小林 裕之、多田 直紀、佐藤 幸太、山内 三奈（代理：岡本 清志）、中山 肇（代理：木村 敏彦）、水野 千賀志

計13名

### 4 欠席構成員

河合 建治、大坪 和子、大林 益英、吉金 典晃

### 5 傍聴者数

6名

### 6 出席した事務局職員

都市計画課長 伊藤 秀記

都市計画課係長 星野 悠輔

都市計画課主査 長江 賢造

都市計画課主事 藤井 康平

### 7 議題等

- (1) 移動等円滑化基準適用除外車両の導入について（協議事項）
- (2) 市営バスの区域外設置の停留所新設について（協議事項）
- (3) 市営バスの運行状況について（報告事項）
- (4) その他（報告事項）

### 8 会議の要旨

事務局（課長）	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回尾張旭市地域公共交通会議を開催させていただきます。</p> <p>本会議におきましては、附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第7条第5項の規定により、会議を公開することとしていることから、傍聴を認めていることを予めご了承くださいますようお願いいたします。なお、尾張旭市地域公共交通会議傍聴要領において、傍聴人の定員は5人と定めておりますが、本日は傍聴を希望される方が6人みえております。ご出席の皆様のご承認が得られましたら、希望されている方全員に傍聴いただきたい</p>
---------	---

	<p>と考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは、開催にあたりまして、都市整備部長よりご挨拶申し上げます。</p>
都市整備部長	<p>皆さん改めまして、こんにちは。</p> <p>本年4月から、前任の臼井に代わりまして、都市整備部長を拝命しました水野でございます。会議の開催にあたりまして僭越ではございますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>先ずもって皆さん、本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政、とりわけ地域公共交通の充実に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。</p> <p>本市の市営バスの運行につきましては、平成16年の試験運行から始まり、平成20年の本格運行開始を経て、19年目を迎えました。</p> <p>昨今は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用者が減少しておりましたが、安全安心にご利用いただけるよう、車両の消毒や換気の徹底、ラッピングや車内モニターによる注意喚起の実施など、運行事業者の豊栄交通様と協力しながら様々な感染予防対策を継続してまいりましたところ、令和3年度は20万人を上回るなど、少しずつ利用が感染拡大前に戻りつつある状況でございます。</p> <p>今後におきましても、利用実態を把握しながら随時改善に取り組むとともに、引き続き、新型コロナウイルス対策を徹底し安全安心な運行に努めてまいりますので、皆様方におかれましては、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆さん、本日はよろしく願います。</p>
事務局 (課長)	<p>それでは、具体的な内容に入ります前に、2点ご連絡がございます。</p> <p>&lt;「新型コロナウイルス感染症拡大防止について」のお願い (省略)&gt; &lt;構成員の紹介 (省略)&gt;</p> <p>それでは、次第に従い会議を進めさせていただきたいと思っております。伊豆原会長よろしく願います。</p>
伊豆原会長	<p>ここからは、私が会議を進めさせていただきますので、ご協力よろしく願います。会議に先立ちまして、中部運輸局愛知運輸支局様から、地域公共交通会議の役割及びポイントについて、配布資料によりご案内</p>

	<p>たきます。</p>
山内構成員 (代理：岡本)	<p>&lt;配布資料「活発で良い議論ができる会議のために。」の説明(省略)&gt;</p>
伊豆原会長	<p>それでは、議事を進めていきたいと思ひます。 本日は、議題が4つで、協議事項が2件、報告事項が4件となつています。それでは、協議事項の議題(1)「移動等円滑化基準適用除外車両の導入について」事務局から説明してください。</p>
事務局(係長)	<p>(事務局) それでは、説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>&lt;配布資料の確認(省略)&gt;</p>
事務局(主事)	<p>それでは、議題(1)「移動等円滑化基準適用除外車両の導入について」担当者よりご説明します。</p> <p>&lt;資料1-1、資料1-2、資料1-3に基づき説明(省略)&gt;</p>
伊豆原会長	<p>移動等円滑化基準適用除外車両の導入について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。</p>
成瀬構成員	<p>ひまわり福祉会です。車いす対応車両の利用実績が1年間で1~2件というのは少ないと感じましたが、コロナ禍で外出制限という側面もありますので、評価はしづらいなと思ひます。ご説明いただいた尾張旭市の車いす対応車両について、我々としても今後しっかりと周知していこうと思ひます。個人に周知するのは難しいと思ひますので、障がい者の団体に周知することが考えられますが、どの団体も高齢化が進んでいて、効果的な周知をすることが難しい状況となっています。車いすの方があさび一号を利用する際は、支援者の方と一緒に乗車ということが主になると思ひますので、そこが活性化されないと利用者の増加には繋がらないと感じています。</p>
伊豆原会長	<p>ありがとうございました。 様々な方に車いす対応車両があるということを知っていただくことが、とても重要になってくると思ひますので、事務局も含め福祉関係の集まりで周知することなどを根気強く実施していただきたいと思ひます。</p>
事務局(係長)	<p>車いす対応車両の令和4年度の利用実績をお伝えします。令和4年度は既に3件の利用実績があり、全て歩行器を使われた方の利用でした。少しずつ車いす対応車両の認知度が上がってきていると感じてい</p>

	ます。
伊豆原会長	<p>車いすリフト付き市営バス車両という名前なので、車いすの方限定と思われがちですが、様々な方が利用できる車両になるため、どういった方の利用実績があったかということも周知し、様々な方が利用しやすくなるよう努力していただきたいと思います。</p> <p>他にご意見がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>他に特に意見が無ければ、この「移動等円滑化基準適用除外車両の導入について」についてはご了承いただけたということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは、続きまして議題(2)「市営バスの区域外設置の停留所新設について」に移りたいと思います。協議事項となっています。事務局から説明してください。</p>
事務局(主査)	<p>それでは、議題(2)「市営バスの区域外設置の停留所新設について」ご説明します。</p> <p>&lt;資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明(省略)&gt;</p>
伊豆原会長	市営バスの区域外設置の停留所新設について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。
成瀬構成員	要望箇所の名古屋市内である吉長南公園周辺に停留所を設置した場合、東尾張病院及び旭ろうさい病院利用者の乗降が見込めるとの説明でしたが、東尾張病院及び旭ろうさい病院までは、どの程度の距離になるのでしょうか。
事務局(課長)	東尾張病院までは、徒歩5分程度で行ける距離となっています。旭ろうさい病院は、別途停留所が設置されていますので、バスで移動することが可能です。
秋田構成員	どうだん停から小幡緑地東園にかけての道は、道路幅員がかなり狭くなっていると思いますが、設置要望箇所は、狭い道が終わった後の道路幅員が広がったあたりなののでしょうか。
事務局(係長)	要望箇所は、2車線ある道路になっていますので、道路幅員がかなり狭くなっている小幡緑地東園の停留所と比べると、バスの乗降の際の安全性は確保されています。
伊豆原会長	今日の会議で区域外設置について、構成員の皆様からご了承いただいた場合、名古屋市との調整を進めていく必要があると思いますが、名古屋市交通局として何かお話しておくことなどはありますか。

清水構成員 (代理：山田)	名古屋市の住宅都市局との調整が必要になっていきます。
伊豆原会長	調整が必要とのことですので、ご了承いただいた場合、事務局は調整を進めていっていただきたいと思います。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。
山内構成員 (代理：岡本)	名古屋市の大森北学区連絡協議会、尾張旭市の白鳳連合自治会等から要望があったとのことですが、具体的にはどのような内容であったか教えていただけますでしょうか。また、設置に向けて名古屋市の住宅都市局との調整はどれくらい進んでいるのでしょうか。本件は、令和5年10月に停留所を新設予定とのことですが、ダイヤの調整なども必要になってくると思います。令和5年6月の名古屋市議会での議決だと、調整の日程がタイトになってきますので、6月議会より前のタイミングで議案が出せるのであれば、その方がいいと感じます。
伊豆原会長	最初の2つが質問、3つ目はアドバイスだったかと思います。質問事項について、事務局から回答をお願いします。
事務局（課長）	吉長南公園周辺はちょっとした住宅地になっていますが、公共交通の利便性としては、名古屋市の中ではあまり良くない地域となっています。そういった方々が尾張旭市営バスを利用することができれば、旭ろうさい病院や印場駅の利用がしやすくなるため、現ルート上に停留所を新設することができないかと要望がありました。元々は、名古屋市の大森北学区連絡協議会からの要望でしたが、尾張旭市の白鳳連合自治会等とも連携していただき、尾張旭市民にとっても近くの東尾張病院が利用しやすくなるなど、利便性向上に繋がるため、連名で要望書を提出していただきました。調整については、要望をいただいた段階から設置時期等について、名古屋市の住宅都市局及び守山区と密接に進めています。
小林構成員	バス協会です。今回は協議事項になっていますが、地権者、公安委員会、道路管理者との協議の内容や設置の事業計画について、記載がありません。それらの内容については、今後、協議または報告をする予定なのでしょうか。
事務局（係長）	現時点では、バス停の詳細な位置が決まっておらず、守山区と調整を進めていますので、詳細な位置が決まり次第、地権者との交渉や公安委員会、道路管理者との協議を進めていきたいと考えています。 名古屋市議会での議決後、具体的な設置位置等について、来年度の地域公共交通会議で再度協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
伊豆原会長	今回は、具体的な設置場所等ではなく、設置する方向性について、協議するということですね。他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

	<p>他に特に意見が無ければ、この「市営バスの区域外設置の停留所新設について」についてはご了承いただけたということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>設置に向けての必要な手続きは、事務局で順次進めていくようにしてください。</p> <p>それでは、続きまして議題(3)「市営バスの運行状況について」に移りたいと思います。報告事項となっています。事務局から説明してください。</p>
事務局 (主事)	<p>それでは、議題(3)「市営バスの運行状況について」ご説明します。</p> <p>&lt;資料3に基づき説明(省略)&gt;</p>
伊豆原会長	<p>市営バスの運行状況について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますかでしょうか。</p>
秋田構成員	<p>利用者アンケートで運行内容について、「あまりよくない」または「かなり悪い」と答えた場合は、その理由を記述してもらう形式になっていますが、運行ダイヤについて「あまりよくない」または「かなり悪い」と答えた利用者の記述内容を教えていただきたいです。こういった意見が、運行見直しのヒントになっていくと思います。</p>
事務局 (係長)	<p>約1時間に1本では、運行本数が少ないので、運行間隔を短くして欲しいという意見が寄せられている意見の主なものになります。</p>
秋田構成員	<p>私は平成27年の運行見直しの懇談会に出たことがあり、その際には始発時間が遅い、終発時間が早いとの意見もありましたが、近年はそのような意見はあまり無いのでしょうか。</p>
事務局 (係長)	<p>始発については、現状のダイヤでは、右回り・左回りのどちらかは10時前に市役所に到着しますが、もう一方の回りについては、10時を超えて市役所に到着する状況になっています。そのため、利用者の方から10時開始の講座や市役所での会議に間に合うようなダイヤにして欲しいという意見があります。</p> <p>終発については、時間を遅くして欲しいという意見も確かにありますが、各ルートの利用状況を見ると遅い時間帯の便になるほど利用者が少なくなっており、要望と利用の実情が合わない実態となっています。</p>
秋田構成員	<p>ありがとうございます。始発に関しては、7年前に比べるとダイヤ・出発停留所の見直しなどをした効果からか、かなり利用数が増えているという印象を持っています。根拠はありませんが、1便の時間をもっと早くすると利用者は増えないでしょうか。長久手市のNーバ</p>

	<p>スは早い時間帯から運行しており、利用者が多い印象があります。あさぴ一号より早い時間帯に運行しているバスの利用者数の情報などは、何かお持ちでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>前提の考え方として、本市の市営バスについては、基本的に通勤・通学をターゲットにしていないというのがあります。本市の市域の南北の真ん中には、名鉄瀬戸線が運行しているため、市域のどのあたりからでも概ね2キロ以内で名鉄瀬戸線の駅に到着できる立地条件となっています。</p> <p>交通センサス調査によると、鉄道駅まで向かう際の手段として、徒歩、自転車などではなく、バスなどの公共交通を利用して乗り換えを考える目安が2キロ以上という分析が出ておりますので、本市の市営バスの場合は、通勤・通学をターゲットにしないという整理を現状しています。</p>
伊豆原会長	<p>今のお話は、あさぴ一号の運行を開始する時に議論した部分かと思えます。1便を含めた午前中の利用が多く、午後の利用が少なめというのがあさぴ一号の利用実態ですので、先ほど秋田構成員から出た意見も含めて、今後の見直しに向けて利用者の利用目的の分析などを実施していくようにしてください。</p> <p>他に何かご意見のある方はいらっしゃいますか。無ければ、私の方から最後に1つお願いをさせていただきます。名鉄バス様・名古屋市交通局様にも構成員として会議に参加していただいておりますので、次回の会議では、利用状況の報告をしていただけるとありがたいなと思います。また、事務局にはタクシーの利用状況のデータを取っていただきたい。後ほど報告していただく事項の地域公共交通計画との関係で、タクシーの利用状況のデータを取っておくことが重要になると思いますので。</p> <p>今日の資料を改めて確認し、疑問点や改善のアイデアが出た場合には、事務局にご連絡していただきたいと思えます。それでは、引き続きまして議題(4)「その他（報告事項）」に移りたいと思えます。3点ありますが、1点ずつ事務局から説明してください。まず、資料4の「市営バスの年末試行運行の検討について」からお願いします。</p>
事務局（主査）	<p>それでは、その他報告事項の1点目「市営バスの年末試行運行の検討について」ご説明します。</p> <p>&lt;資料4に基づき説明（省略）&gt;</p>
伊豆原会長	<p>市営バスの年末試行運行の検討について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。</p>
事務局（課長）	<p>少し補足で説明させていただきます。資料4に記載があるとおおり、29日と30日の試行運行をまず検討していますが、データを取るために31</p>

	日の試行も検討しているというのが実情ですので、ご承知おきください。
伊豆原会長	試行を実施する場合は運行計画の変更が必要になるかと思いますが、1か月前までに中部運輸局愛知運輸支局への届出が必要になりますか。
山内構成員 (代理：岡本)	運行計画の変更になりますので、1か月前までに中部運輸局愛知運輸支局への届出が必要になります。
伊豆原会長	届出や周知の準備は、早めに進めていくようにしてください。先ほど試行期間について、29日から30日の2日間とするか、29日から31日までの3日間とするか検討中という補足説明がありました。試行期間はいつ頃決まる予定でしょうか。
事務局（課長）	もう少し運行事業者とも調整していきますが、今日から1か月くらいの間には決定していきたいと考えています。
伊豆原会長	本議題が協議事項になっていないこともありますので、試行期間が決定しましたら、本会議の構成員の皆様には、実施方法や試行期間が分かる資料を送付していただきたい。私個人としては30日までだと中途半端ですので、31日まで実施して欲しいと思いますが、運行事業者の運転手の確保など調整事項もあると思いますので、運行事業者ともよく相談の上、検討していただき、本会議の構成員の皆様、市民の皆様に実施方法等をお知らせするようにしてください。 それでは、続きまして議題(4)「その他（報告事項）」の2点目、資料5の「地域公共交通会議の法定協議会化及び交通基本計画（改訂版）の策定について」に移りたいと思います。事務局から説明してください。
事務局（主査）	それでは、その他報告事項の2点目「地域公共交通会議の法定協議会化及び交通基本計画（改訂版）の策定について」ご説明します。 <資料5—1、資料5—2、資料5—3に基づき説明（省略）>
伊豆原会長	地域公共交通会議の法定協議会化及び交通基本計画（改訂版）の策定について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
多田構成員	名古屋タクシー協会です。尾張旭市交通基本計画を改定し、地域公共交通計画に位置付けていきたいという趣旨の説明だったかと思いますが、伊豆原会長や中部運輸局愛知運輸支局に事前の確認はされたのでしょうか。資料に疑問が残る部分がありますので、質問をさせていただきます。 まず1点目です。地域公共交通会議を活性化再生法に基づく法定協議会化するということは、地域公共交通会議が地域公共交通計画を策定していくという認識を私はしていますが、資料の策定体制図を見ると地域公共交通会議が策定することになっていません。その点については、事務局としてどうお考えでしょうか。 次に2点目です。尾張旭市交通基本計画を改定し、地域公共交通計

	<p>画に位置付けるにあたって、計画期間の記載がありませんが、計画期間はどのようにお考えでしょうか。交通基本計画自体は令和7年度までの計画ですが、令和5年度末に計画を公表するという事は、たった2年間の計画を策定するという事でしょうか。</p> <p>次に3点目です。9月上旬に法定協議会化するにあたっての開催要綱案の書面協議をする予定との説明がありましたが、この重要な案件を書面協議で済ませているのでしょうか。あさぴ一号の目的の見直しや、秋田構成員から質問があった路線の見直しなども含めて法定協議会で議論し、地域公共交通計画を策定していくという重要な役割を、法定協議会は担っていると私は認識しています。</p>
事務局（係長）	<p>会議資料については、伊豆原会長・中部運輸局愛知運輸支局に事前の相談をさせていただいております。</p> <p>計画の策定については、地域公共交通会議で様々な意見を聴取しながら進めていくのはもちろんのこと、庁内検討部会でも内容についての検討をしていきたいと考えております。</p> <p>計画期間については、今回の計画の改定に伴い、計画期間も変更していきますので、令和7年度末までの計画を策定するという事は予定しておりません。今後の策定の検討の中で、何年間の計画とするかは検討を進めてまいります。</p> <p>書面協議の件ですが、事務局としては、今回の会議で計画の策定及び地域公共交通会議を法定協議会化することを報告させていただいた上で、書面協議を別途実施し、法定協議会化後の次回以降の会議で計画の内容等について、議論していただくことを想定しております。この点については、ご了承いただきたいと考えております。</p>
多田構成員	あさぴ一号の目的の見直しなどは実施しないのでしょうか。
事務局（係長）	計画の庁内検討部会では、福祉部局や道路関係の部署も交えて計画内容の検討を進めていきますので、市の都市交通全体を考える中で、あさぴ一号の目的の見直しが必要ということであれば、目的の見直しも考えていかなければならないと思っています。
多田構成員	今の事務局の回答でいいのかと感じる部分があります。
伊豆原会長	多田構成員の意見は、策定が努力義務化された地域公共交通計画の内容を地域公共交通会議で議論しないのかということだと思います。地域公共交通会議を法定協議会化すれば、この会議の責任や権限が明確になるわけですが、具体的に何を議論するかが資料からでは見えてこないため、事務局として何を議論するか整理していますかという意見でよろしいですか。
多田構成員	法定協議会である地域公共交通会議が地域公共交通計画を策定していくこととなりますので、一言で言えばそういうことです。交通計画の内容

	<p>は、市の内部で検討していただければいいと思いますが、地域公共交通計画の内容と混同してしまうのではないかと懸念が少しあります。</p>
伊豆原会長	<p>なぜ法定協議会化するのかという理由の説明が少なかったため、私も少し気になりましたが、法定協議会化することは、補助金など様々な話が絡んできますので、こういった位置付けにしていくのかということは、大事な話になります。</p> <p>あさぴ一号は、愛知県の計画の中で、地域間幹線系統というものに位置付けられていますが、実際は、尾張旭市で計画を作成し、名古屋市、瀬戸市、長久手市にも運行をしていますので、法定協議会で運行ルートを決定することも出てくるかと思えますし、計画の内容を含めてこういったことを議論していくのは非常に重要だと思います。</p> <p>次回の地域公共交通会議が2月に開催予定ということですので、計画内容の議論が2月まで無く、様々な事項が地域公共交通会議の議論無しで決定されてしまうのではと心配される構成員の方もいると思いますので、開催要綱案の書面協議を実施する場合には、計画策定の進め方などに関して丁寧な説明をするようにしてください。丁寧な説明をするには、法定協議会化するにあたっての開催要綱案だけでなく、計画策定にあたっての作業内容や詳細なスケジュール表の資料が必要になると思いますので、事務局とコンサルタント業者で調整をお願いします。地域公共交通会議を法定協議会化するのであれば、議論の内容の整理は必要ですので、事務局には改めて整理することをお願いしたいと思います。</p>
山内構成員 (代理：岡本)	<p>私が活性化再生法の直接の担当ではありませんので、活性化再生法の直接の担当である企画部門に、先ほどの多田構成員、伊豆原会長の話を伝えさせていただきまして、事務局と擦り合わせをしたいと思えます。</p>
伊豆原会長	<p>事務局として中部運輸局愛知運輸支局にしっかりと相談をしてアドバイスをもらった上で、次の手続きなどに進んでいくようにしてください。多田構成員からご意見いただいたように、法定協議会化された地域公共交通会議が計画を策定していくという視点は、必要だと私も思っています。</p> <p>他に何かご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>無ければ私の方から話をさせていただきます。9月上旬頃に開催要綱案の書面協議ということですが、事務局にて、開催要綱案と併せて計画の内容等について、構成員の皆様に見ていただき、ご意見いただけるような資料を作成するようにしてください。9月中に会議を予定することは難しいのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>難しいと思えます。</p>

伊豆原会長	計画内容について、議論する機会は2月にあるという理解でいいのでしょうか。
事務局（課長）	法定協議会化後としては、初の会議の開催を2月に予定しています。それまでに事務局として実施する事項としては、既存データの分析などが主なものになるかと思います。それ以外の事項として、基本的な方針などについて、この場で議論ができれば理想かと思いますので、計画の区域・目標などについて議論をお願いできればと考えています。
伊豆原会長	計画の策定体制について、少しお話しします。策定体制については、地域公共交通会議で意見聴取ではなく、策定になります。庁内検討部会で策定されるわけではありませんので、事務局としてその点はしっかりと押さえておくようにしてください。庁内検討部会で議論された内容については、地域公共交通会議の中で報告される予定なのでしょうか。
事務局（係長）	庁内検討部会で施策の内容などについて、検討された取りまとめ結果を地域公共交通会議で報告し、議論していきたいと考えております。
伊豆原会長	そういうことですね。つまり、法定協議会化された会議で議論された内容が、市の計画になるということです。策定体制等について、多田構成員どうでしょうか。
多田構成員	私は、基本的には、交通基本計画と地域公共交通計画は別物だと考えています。そこについては市で検討していただければと思いますが、別物にしないと厄介な作業などが増えてきてしまうと感じます。
伊豆原会長	私は、交通基本計画という名前があっても、法定計画いわゆる地域公共交通計画として国に届出するという理解をしています。
多田構成員	都市計画の内容が入ってくる交通基本計画の中身を、地域公共交通会議で議論することができるのかという疑問があります。都市計画の内容が入ってくるのであれば、議論は基本的にできないと思います。
伊豆原会長	その点については、事務局で整理しておいてください。少し気になりますが、交通基本計画と地域公共交通計画は同一という解釈でいいのでしょうか。
事務局（係長）	同一という解釈になります。
伊豆原会長	そういうことですね。名前は交通基本計画という名前ですが、中身は地域公共交通計画ということですね。地域公共交通計画になるので、法律に規定されている記載すべき事項は記載していくことになりますが、プラスアルファの部分については、この会議での議論が必要となっていきます。 他に何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

成瀬構成員	地域公共交通計画の位置付け等について、理解できていない部分があります。
伊豆原会長	<p>説明が省略されていたので、分かりにくかったかもしれないですね。国土交通省の法律改正の概要資料について、私から少しお話しします。</p> <p>令和2年の11月に活性化再生法が改正され、地域の公共交通が大変な状況であるため、地域自らがデザインする地域の公共交通を作ってください、そのために、地域公共交通計画の策定を努力義務化しますという内容が、法律上に盛り込まれました。作成の期限は、補助金との関係を考えて令和5年度までとなっています。様々な交通の手段がありますが、それを総動員して地域公共交通計画を作成し、皆さんの地域でサービスを展開してくださいという計画の内容が法律上求められています。地域公共交通計画は、地域でのサービス展開のためのまちの将来ビジョンも踏まえて、約5年間の計画を作成することを求められており、計画に記載すべき事項などは法律に記載されています。愛知県の市町については、来年度までに計画を策定する所が約9割になるかと思います。そういう意味で尾張旭市も地域公共交通計画を来年度までに策定してくということですよ。</p> <p>他に何かご意見のある方はいらっしゃいますか。多田構成員から意見を頂戴しましたので、今後の進め方については、事務局と調整していきたいと思っています。</p> <p>それでは、続きまして議題(4)「その他（報告事項）」の3点目、資料6の「停留所の移設について」に移りたいと思います。事務局から説明してください。</p>
事務局（主査）	<p>それでは、その他報告事項の3点目「停留所の移設について」ご説明します。</p> <p>&lt;資料6に基づき説明（省略）&gt;</p>
伊豆原会長	警察とは調整済ですか。
事務局（係長）	警察とは調整済になります。
伊豆原会長	他にご意見、ご質問などありますでしょうか。
事務局（課長）	報告事項の4点目として市営バスあさび一号に係る令和3年度の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付につきまして、運行事業者である豊栄交通様から報告がございます。横田様、よろしくお願いたします。
横田構成員	<p>令和3年度の地域公共交通確保維持改善事業費の交付についてご報告します。</p> <p>現在、私ども豊栄交通は、地域間をつなぐ幹線系統と位置づけられる路線の確保、維持にかかる支援として、地域公共交通確保維持改善事業にお</p>

	<p>ける地域間幹線系統確保維持費国庫補助金をいただいて運行しております。その補助金でございますが、尾張旭市営バスあさび一号が、対象路線として位置づけられており、令和3年度分19,087,500円の交付が令和4年3月にありましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、いただいた補助金は、市と協定を締結している指定管理料の中で精算しているところですが、今後につきましても、同様に申請してまいりたいと考えております。</p>
伊豆原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問などありますでしょうか。</p>
山内構成員 (代理：岡本)	<p>配布させていただいておりますチラシ2枚について、説明させていただきます。</p> <p>&lt;チラシ「感染対策して さあ！地域公共交通でおでかけだ！」「バスのシカクにご用心」の説明（省略）&gt;</p>
伊豆原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問などありますでしょうか。</p> <p>次回以降の会議では、法定協議会化された地域公共交通会議で計画の議論などをしていくことになると思いますので、是非とも皆様にもお力添えいただき、少しでもいい計画にしていきたいと思っております。</p> <p>これをもちまして第1回尾張旭市地域公共交通会議を終了します。</p> <p>大変貴重なご意見等ありがとうございました。</p>